

Title	全米貨幣制度統一の計画
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.5 (1916. 5) ,p.639(53)- 648(62)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160501-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

畫は佛國五法金貨の純量に依て代表せらるゝ單位を基礎として、國際間に金貨本位制を採用し、金貨の品位を九百位とし、貨幣同盟に加入する各國の記號を有するも、尙ほ他國に於て合法上の流通を認むるを要點とし、斯くて英國をしてソヴエレイン金貨の純量に約九厘即ち一磅に對し約二片米國をして金弗貨に約三分五厘の低減を行はしむると共に、佛國をして二十五法金貨を鑄造せしむることを期したり。即ち斯る方法に依て、五法金貨をして米國の一弗金貨と同價たらしめ、米國の五弗金貨をして英國の一磅金貨と同價たらしむるを得べく、佛蘭西並に同國の殖民地、英吉利、加奈陀、濠洲並に他の英領殖民地、合衆國、瑞西、伊太利、西班牙、希臘、羅馬尼等、此同盟に加入し、續いて法、磅或は弗に近き單位を採用するアルゼンチン、墨西哥、パラグウェー、秘露、ハイチ、玖瑪、グアテマラ、ニカラガ、パナマ、サントドミン

ゴ等を加入せしむれば、貨幣同盟の範圍廣大となり、他の諸國亦之に加入するに至るものと豫想せられたり。當時英、佛、米諸國の政府當局者並に學者は多く此計畫に賛成したるを以て、若しも國際貨幣に關する英國王立委員會にして有利なる證言並にシエヴォンス、バデオット、セイド等の賛成を排して、反對の意見を述ぶることなかりしならんには、或は世界は今日恰も尺度に於てメートル單位の採用せらるゝが如く、貨幣單位に於て、大なる統一を實現し得たるやも未だ知る可からざりしなり。

然るに此好機は空しく一過し、合衆國は南北戰爭以前の金弗貨を以て兌換制度を復興し、歐洲の複本位並に銀貨本位國は金貨本位國と爲り、羅甸同盟並にスカンヂナヴィア貨幣同盟を除けば、専ら一國單獨の貨幣單位は諸國に確定せられ、斯くて國際貨幣統一の理想は一場の夢想を以て、目せらるゝに至れり。吾人は今夢想

家と評せらるゝの危險を略して、敢て國際貨幣統一の問題を提唱せんとす。但し吾人の主張するは世界の統一に非ずして、新世界の統一なり、蓋し半世紀以前幾多の人士に依て主張せられたる統一賛成論は歐洲並に合衆國に對するよりも今日南北亞米利加に對して主張せらるゝ鞏固なる理由を存し、而して之に對する妨礙は薄弱にして、今日こそ全米統一の好機會なるを以てなり。

全米貨幣統一を計畫する理由は大小種々ありと雖も、其重要なものゝみを以てするも、尙ほ左の五項を擧ぐるを得べし。

第一、斯る計畫の下に於ては、全米を通じて一般の物價は總ての國の人民に直に理解せらるゝ貨幣單位を以て表示せらる可し。今日の單位に慣熟したる實業家が他の單位に就て考ふるは甚だ困難にして、例へばヴェズキークラの輸出業者が珈琲の一定量に對し、ポリツァアール・レア

ールを以て、代價を表示するも、ペソ、弗、ミルライヌ、ポリツァアールに慣れたる諸外國の輸入業者には何等の意義を爲さず。外國商人がポリツァアール又はレアールの自國に於ける同一價格を知らんとするには、複雑なる外國爲替相場に據て換算するを要し、之を換算するまで外國の價格は其用を致さざるなり。斯くて代價が人の慣熟せざる貨幣單位に依て表示さるゝ爲めに、空しく商業上の機會を逸するを免かれずと雖も統一されたる貨幣制度の下に於ては、全米の如何なる國の新聞紙を閱讀する者も直に其國に於ける金の購買力を知ることを得て、一般の物價を理解し、商業上の取引に於て、最先の機會を求むるに難からず。從來國際間の商業家は諸外國の貨幣單位を以て、物價表を公にし、以て上記の困難を避くるに勉めたるが、國際貨幣統一の曉には、斯る商業家は種々の通貨を以て、代價を計算するの費用を省約するを得べく、小規

模の商業家に至ては、今日特に其店内に外國貨幣に通ずる者を雇備するの必要なきに至る可し。

第二、國際貨幣統一せらるゝときは、外國爲替取引は簡單と爲る可し。即ち爲替相場は其取引の場合にも、將た又打歩の場合にも、實務家に依て容易に理解せられ實務家は不法なる爲替の負擔に對して、自ら保護するを得べし。

第三、他の利益は國際貨幣統一の場合には一國の貨幣を鎔解し、金貨を地金に變形し、更に此地金を他國の金貨に改鑄するの必要なきに至るの一事なり。即ち國際聯合の下に、全米共和國の貨幣單位が總て同化し、各國の一定標準に則れる金貨が總て合法に承認せられんか、上記の費用が大に省約せられ、一共和國と他共和國との間に於ける貨幣の流出入容易と爲り、外國爲替取引に於ける現送點は接近して、爲替の確實を維持するを得べし。

貨金收入の計算と割當とを便利ならしむること
(四)金貨が二十、一共和國の間に流通する爲めに旅行者に便利を與ふることに如き特に掲載するに値するものなり。

二

貨幣統一の重なる利益斯の如くなるに對し、一方に之れを妨碍す可き事情の重大なるものあり。

第一、各國は各國の貨幣單位を有するを以て國際貨幣の統一に賛成するも、自國の單位に據て、其統一の實行さるゝことを希望し、斯くて各國の間に大なる僻見を生ぜざれば已まず。國際貨幣の統一を行ふには、多くの讓歩を必要とし、國民的僻見の存在は其成立を妨げざるを得ず。

第二、國際貨幣統一の結果として、單位に變更を來す國は如何にして現存する債務を新貨幣單位に調節せしめ、又斯る變更が物價貨銀の標

第四、國際貨幣の統一は全米の通貨制度を改良するの刺戟たるを得べし。シエゾオンスは此點に就て「一國が内國に於て善良なる通貨を有するは甚だ可なり。然も外國貿易の方面より云へば、外國に善良なる通貨の存するは共に必要なり」と云へり。即ち國際貨幣の統一は一の制度の下に於て、總ての通貨の一般的改良を促し、大なる利益を齎す可し。

第五、最後の利益として擧ぐ可きは斯る計畫が全米聯合を促進すること是れなり。蓋し全米主義の記號を有する金貨が統一せられたる貨幣本位の下に、兩大陸に流通するは全米主義の理想を永久に徵標するものたればなり。

此他附隨の利益として見る可きもの少なからず。(一)此制度が發達の程度低き國に對し外國の資本の放下を獎勵すること、(二)米共和國を通じて、學術上統計上の知識の交換を容易ならしむること、(三)諸國間に亘る鐵道の運賃並に

準に及ばず攪亂を避けんとするや。是等の困難は到底之を回避する能はず。然れども幸にして世界は斯る調節を爲すことに於て、多くの經驗を有し、是等經驗の教ゆる所は將來に資するものあり。且亞米利加多數の共和國に於て、今日の紊亂したる通貨の状態は其改革を促す獎勵と爲る可く、且つ以前の金貨單位を基礎として、兌換を復興するものに比較するときは、他國の金貨單位に一致せしむる爲めに、少許の變更を加へたる單位に據らしむるを利益なりとす可し

三

然らば全米共和國を通じて、貨幣の統一を期するに當り、現狀に攪亂を及ぼすことを最も少なからしむるには、如何なる計畫を以てす可きか。

五法金貨を基礎とする制度。若しも歐洲並に亞米利加を包容する國際貨幣統一の制度を設くるの望あらんか、最良の計畫は即ち千八百六十

七年の巴里國際會議の提唱したるが如く、五法金貨を單位とし、ソヴェレン金貨の純量に約九厘の低減を、合衆國の弗金貨に約三分五厘の低減を加へ、一弗を五法と、ソヴェレンを五弗と同價たらしむるに存す可く、斯る制度の下に於ては、多數の國は弗、磅又は法等に近接したる法律上の金貨單位を有するが故に、國際間の協定に依て、之に少許の變更を加へて、以て歐洲並に亞米利加共和諸國に統一を及ぼすの基礎を供ふるに至る可し。然れども不幸にして歐洲諸國は斯る基礎又は他の基礎に據て、貨幣統一を行ふの方嚮に就けるものと認むる能はず、諸國は殆ど既往半世紀間此問題に對して何等の交渉を有せず、加ふるに今回の戦争に依て諸國の間に大なる反感を醸成し、現時の貨幣單位に依て支拂はる可き軍事公債山積し、且つ戰後解決を要する種々の問題の存する以上は、歐洲諸國は將來永く斯る理想的計畫の實行に着手せざらざる可く、隨て貨幣統一が或る時期に於て實行せらるゝものとするれば其全米運動の結果として現はるゝは當然の數なりとす。

純粹の全米貨幣統一計畫に於ては、五法金貨は満足す可き單位に非ず。アルゼンチン、パイチ、パラグエー、ヴェネズエラ等の貨幣に對しては五法は或は正確に一致するものあると共に、之を數倍して、始めて一致するを得るものあり、而して是等四國中、金貨本位制を取るは一のヴェネズエラのみなるを以て、五法單位の採用は新世界に流通する二十億弗以上の金貨を溶解し、改鑄するの必要に接することゝ爲る可し。

弗金貨を基礎とする制度。二十一の亞米利加共和國并に加奈陀に行はるゝ貨幣單位を表示するに左の如し。

人口(單位)	名稱	金純量	合衆國貨幣價格	性質	合衆國貨幣價格	金純量	合衆國貨幣價格	増減
(一百万)								
アルゼンチン	九、〇八	ソ	一四五、一六〇	紙幣	〇、四四〇	一五〇、四六六	一、〇〇〇	(+)三、七分
ボリヅキア	二、三三	ソ	一四六、四五〇	紙幣	〇、三二四	一五〇、四六六	一、〇〇〇	(+)二、九
伯刺爾	二四、三	ミルライヌ	八二、二一〇	紙幣	〇、二五〇	七五、二三〇	〇、五〇〇	(-)八、五
智利	三、五	ソ	五四、九二〇	紙幣	〇、一七九	六〇、一八〇	〇、四〇〇	(+)九、六
コロンビヤ	五、五	弗	一四六、四五〇	紙幣	—	一五〇、四六六	一、〇〇〇	(+)二、九
コスツリカ	〇、四	コロソ	七〇、〇二〇	金貨	〇、四六五	七五、二三〇	〇、五〇〇	(+)七、五
玖瑪	二、五	ソ	一五〇、四六六	金貨	一、〇〇〇	一五〇、四六六	一、〇〇〇	〇、〇
エクエドル	一、五	サカ	七三、二二〇	紙幣	〇、四六三	七五、二三〇	〇、五〇〇	(+)二、七
グアテマラ	二、一	ソ	一四五、〇八〇	紙幣	—	一五〇、四六六	一、〇〇〇	(+)三、七
ハイチ	二、五	カールド	一四五、二六〇	紙幣並に米金貨	—	一五〇、四六六	一、〇〇〇	(+)三、六
ホンダラス	〇、六	ソ	銀	種々	〇、三九六	七五、二三〇	〇、五〇〇	—
墨	四	番	一五、四	紙幣	—	七五、二三〇	〇、五〇〇	(+)〇、三
ニカラグワ	〇、七	コルドバ	一五〇、四六六	金貨	一、〇〇〇	一五〇、四六六	一、〇〇〇	〇、〇
巴	〇、四	バルボア	一五〇、四六六	金貨	一、〇〇〇	一五〇、四六六	一、〇〇〇	〇、〇
マラカエ	〇、八	ソ	一四五、一六〇	紙幣	—	一五〇、四六六	一、〇〇〇	(+)三、六

秘 露	五、八	リ	アラ	七三三、二五	四、八六六	紙 幣	〇、四三七	七五、二三	〇、五〇	(十)二、七
サルツエド	一、二	弗		一四六、四五	〇、九七三	定位銀貨	〇、三五〇	一五〇、四六	一、〇〇	(十)二、九
サントドミンゴ	〇、七	弗		一五〇、四六	一、〇〇〇	金 貨	一、〇〇〇	一五〇、四六	一、〇〇	〇、〇
ウルグエー	一、二	ペ	ソ	一五五、五七	一、〇三四	外國金貨	—	一五〇、四六	一、〇〇	(十)三、五
合 衆 國	一、〇〇、〇	弗		一五〇、四六	一、〇〇〇	金 貨	一、〇〇〇	一五〇、四六	一、〇〇	〇、〇
ヴェネズエラ	二、七	ボリヴァー		二九、〇三	〇、一九三	金 貨	〇、一九三	三〇、〇九	〇、二〇	(十)三、七
加 奈 陀	七、二	弗		一五〇、四六	一、〇〇〇	金 貨	一、〇〇〇	一五〇、四六	一、〇〇	〇、〇

上表に於て注目を値する六箇の事實あり。第一、ホンダラスの外、他の諸國は法律上金貨を本位とす。第二、二十一共和國の十一は價格の低落したる紙幣を以て貨幣の基礎とし、他の一は法律上金貨を基礎とするも、實際には定位銀貨に據り、他の一は法律上並に實際上銀貨を基礎とす。是等共和國の人口は七千三百九十萬人にして、合衆國を除外したる他共和國の人口八千三百十萬人の八割九分に當れり。第三共和國中の八並に加奈陀は名實共に金貨本位國なり第四、是等金貨本位を採用する諸共和国中の五箇國即ち玖瑪、ニカラグワ、パナマ、サントド

ミンゴ、合衆國及び加奈陀は合せて一億一千五百萬の人口を有し、總人口一億一千五百八十萬の九割に當るものなるが盡く合衆國の金貨若しくは之と同一價格の單位を以て、法律上並に實際上の貨幣單位とす。第五合衆國の金貨と異なる貨幣單位を以て、金貨本位制を實行するはコスタリカ、ウルグエー、ヴェネズエラ等なるが、其人口は四百三十萬人にして、全體の三分七厘に過ぎず。コスタリカに於ては外國金貨を法貨に充つるの規定なるが、然も國內に流通する外國金貨は一の合衆國金貨あるのみ、ウルグエーに於ても合衆國金貨は他國の金貨と

相並んで流通し、殊にヴェネズエラに於ては合衆國金貨はヴェネズエラ國の金貨と法律上同一の資格を以て流通す。隨て此事實は全米に屬する金貨本位國は盡く合衆國の金貨を價格の單位とし、又は法律を以て承認せられたる外國貨幣として流通しつゝあることを示すものなり。第六金貨又は之と同一價格の金貨を貨幣の單位とする金貨本位國は二十一共和國並に加奈陀に於ける流通中若しくは銀行所在の金貨の四分の三を有するものなり。

以上の事實は即ち貨幣統一の方嚮に就て、全米の行動の有利なるを示すものと云ふ可し。若しも全米貨幣統一の基礎として、或は新理想的單位を求めず、現に流通しつゝある金貨を求めんか、其合衆國の金貨たる可きは論を俟たず。且つ弗貨はソヴェレンの如く大ならず、法の如く小ならず、其形狀に於て便利なると共に、千分中の九百位を品位として、種々の量目に鑄

造せらる。

合衆國金貨と同一價格を保たしむる爲めに諸共和国の現行貨幣單位に如何なる變更を加ふるを要するやは前掲表の第四項に明にして、其變更たる、多く小事故にして、何等現狀を攪亂するものと認む可からず。又今日價格の低落したる紙幣を基礎とし、或は銀貨本位を維持し金貨本位制に進まんとしつゝある諸國に於ては、全米の單位と均衡を保つ爲めに、現在の單位を變更することに依て、何等の不便を蒙るものに非ず。是等の處置を必要とするは、アルゼンチン、ボリヅビア、伯刺爾、智利、コロンビヤ、エクエードル、グアテマラ、ハイチ、ホンダラス、墨西哥、ブラグウエー、秘露、サルツエド一等なるが、是等の内五國に於ては現に合衆國の金貨流通しつゝあることを記せざる可からず。唯貨幣統一の爲めに、國內に多少の攪亂を惹起すは、コスタリカ、ウルグエー、ヴェネズ

キーラ等なり。即ちコストリカに於ては單位を七分五厘引上げて、以て合衆國の五十仙と同價を保たしめざる可からず。然も合衆國金貨が現に國內に流通し、コロン貨幣と共に、無制限法貨として、一般人民の慣熟する所なる以上は其困難大なりとす可からず。ウルグエーに於てはペン金貨の純量に三分五厘の低減を施すを要すと雖も、元來同國には金貨の流通するものなく外國貨幣を以て取引に充つる以上は、如上の處置容易なりとす可く、ヅエネズキーラに於てはポリツアール金貨に三分七厘の低減を施して、合衆國金貨二十仙と同價ならしむるを要すれども、同國に於ては合衆國金貨は既に人民の能く識る所なり。

一度び以上の處置行はれて、金貨本位制に對する復興成就されんか、全米共和國並に加奈陀は金貨を基礎とし、而して其基礎とする金貨は二分の一、五分の一或は五分の二の割合を以て

同一の價格を代表し、諸般の計算並に表示の簡單と爲るは、合衆國のイーグル金貨がアルゼンチン又はパラグエーの十ペン金貨、伯刺爾の二十ミルライス金貨、墨西哥のペン金貨、コストリカのコロン金貨、智利の二十五ペン金貨、ヅエネズキーラのポリツアール金貨と同一と爲るを以て、之を知るを得べし。

貨幣同盟に屬する各國代表者を以て、永久の全米貨幣委員會を組織し、此委員會をして隨時各國の鑄造する金貨を検査し、法定の量目品位に對して、實際鑄造せられたる貨幣の異なる所を報告するの任に服せしむ可く、而して法律上の要件に適合して鑄造せられたる金貨には其適合する間全米の金貨たる資格を賦與じ、又之を徵表する記號を付す可く、斯る金貨は貨幣同盟に屬する諸國を通じて、其國の貨幣に對する法律上の價格を以て、公納に收受せらる可く且全米に亘つて法貨たる可し。

都市の警察自治を論ず

村田岩次郎

其の一 警察自治の意義

警察自治とは如何？ 斯の問題に答へんと欲せば警察並に自治の意義を明かにせざる可からず。

抑も警察の觀念たるや、國家社會の進歩發達に準じて漸次變遷し來れるものなること明かなり。されば曾つては警察が國家の權力作用の全部を意味したることあり。國家作用の漸く分化し來れる時代に於ても、警察行政は軍事行政と混淆し、或は司法作用と混一して其の間の分別甚だ曖昧なりき。又今日に於ても警察の觀念は國に依りて多少の相違なきを得ず。否、同一國の法制について之を見るも、警察なる語が總べ

ての場合に必ずしも一樣の意義を以て使用せられ居らざることを知るべし。随つて學說亦一致せず。或は保安警察に對して福利警察を認めんとするものなり、福利警察は警察にあらずとなすものあり。警察とは其の字義より解して危害を豫察警戒するの作用なりとするものあり、既に發生したる危害を除去するの作用も亦警察なりと解するものあり。警察は内政の範圍内に限らるゝものなりと説くものあり。然らずと言ふものあり。或は目的を標準として警察とは公共の靜謐安寧及秩序に對する障害を除去し、危害を防止するの作用なりと定義するものあり。或は手段を標準として警察とは直接自由を制限し又之を強制するの作用なりとなすものあり。各々一理ありて輕々に是非可からずと雖も、本稿の目的は警察の觀念其のものを論評するにあらず。仍て今は大體の定義を以て満足するの外なきなり。即ち左の如し。